

林地開発許可の申請にあたっては、**浜松市**林地開発許可審査基準及び留意事項（以下「審査基準」）に規定する事項について、河川管理者の同意を得る必要があります。

1 林地開発許可申請者が河川管理者に調整(確認・同意)を求める事項

	審査基準	確認・同意事項	詳細
A ※1	別記2 1(1)	調査範囲	ピーク流量の増加率が1%未満の範囲であっても、安全に流下させることができないと判断される地点
B	別記2 1(1)	狭窄地点	調査範囲で選定した「そのピーク流量を流下させることのできない地点」及びAで助言を受けた地点(狭窄地点)
C	別記2 2	ネックポイント	狭窄地点から決定した、「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(ネックポイント)
D	第2章第2の7(2)エ	河川等への接続※2	河川等まで導くよう計画された排水施設

※1：同意を求める事項には該当しませんが、審査基準の規定＝「当該ピーク流量の増加率が1%未満の範囲であっても、当該管理者が安全に流下させることができないと判断する地点がある場合は、その地点も狭窄地点として選定する」に基づく助言が行われた場合は、当該地点の調査が必要です。

※2：別途河川法第24・26条等の規定による許可申請が必要です。

2 確認及び同意の取得を必要とする対象

B：調査範囲における河川等の管理者。

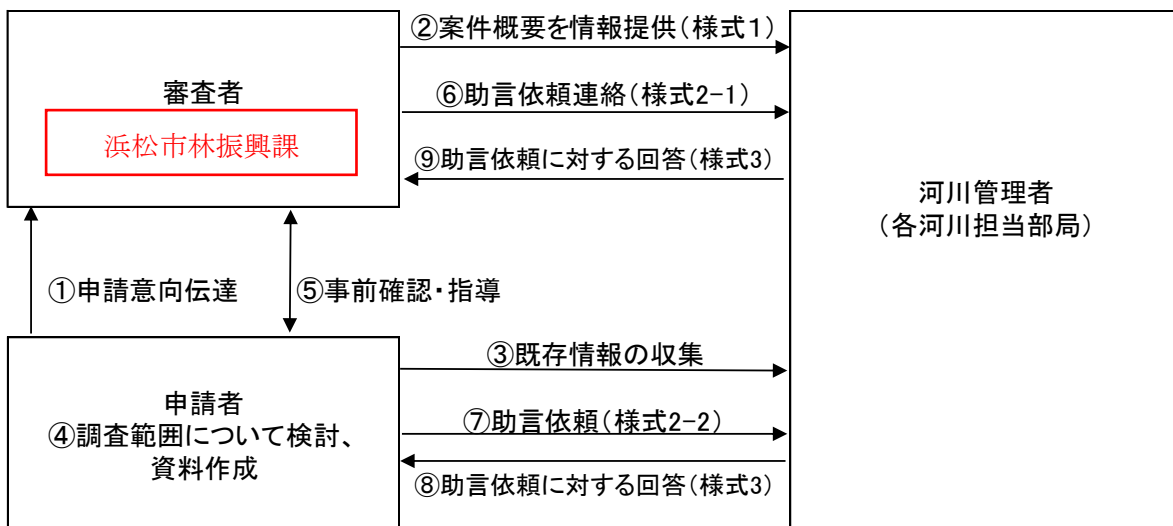
C：調査範囲及びAの助言があった地点における河川等の管理者。

D：流末排水施設の接続先(一次放流先)河川等の管理者。

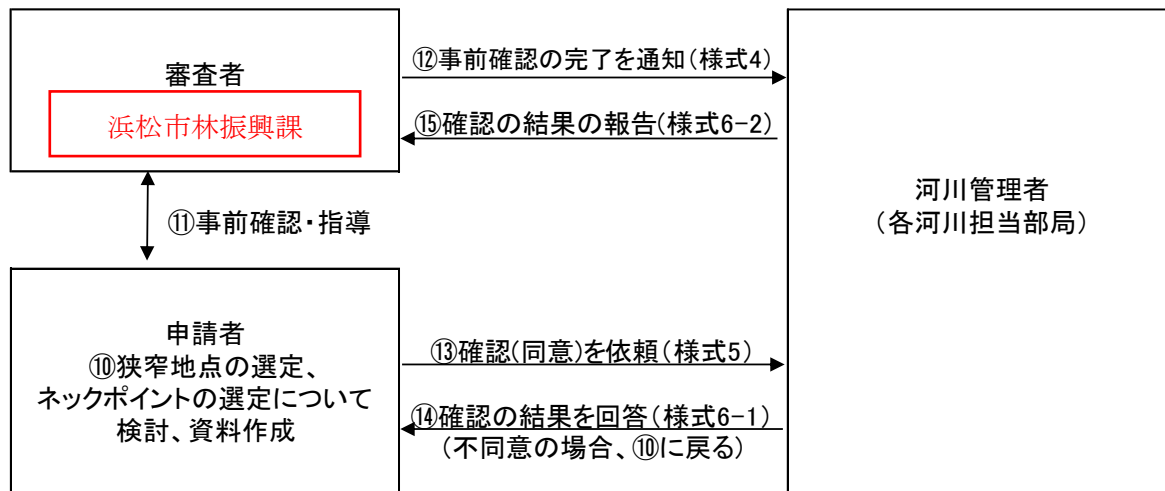
ただし、第一次放流先の河川等の管理者が河川等の管理に著しい影響を及ぼすと判断する場合には、必要な範囲の下流河川等の管理者。

3 同意取得までの流れ

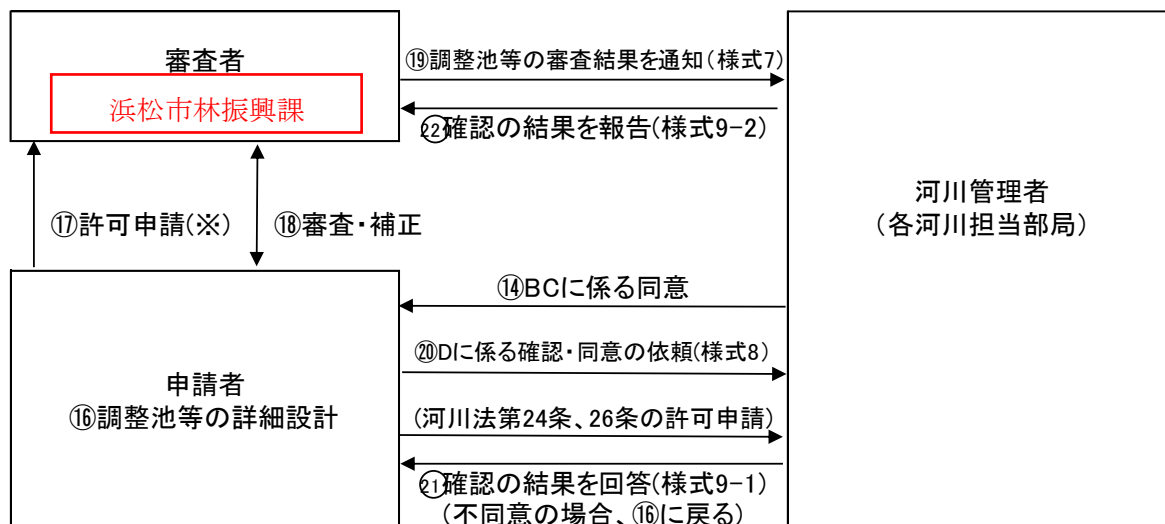
A 調査地点の助言



B, C 狭窄地点・ネックポイントの確認・同意



D 河川等への接続同意



4 事業計画変更時の取扱い

事業計画を変更する際、変更後の計画が、同意を得た内容より河川等への負荷を増加させる場合は、改めて河川管理者等との調整が必要です。

5 適用範囲

- ・ 上記1～3は、審査基準第2章第2の1(4)及び第3の1(4)に規定する事業に適用する。
- ・ 審査基準第2章第2の1(1)～(3)及び第3の1(1)～(3)に規定する事業については、当該法令の基準に従い河川協議を行うため、適用範囲から除外する。

(参考)

調査すべき具体的事項	調査区域	参考となる資料
<u>○河川等の系統及び管理者</u> <u>○洪水流量</u> ア) 集水区域(面積、支川の合流等) イ) 集水区域の土地利用(流出係数) ウ) 流路延長(到達時間) <u>○河川の流下能力</u> ア) 流下断面積 イ) 河床・護岸の構造(粗度係数) ウ) 縦断こう配 エ) 河川施設の有無	<u>○海まで</u> <u>○調査範囲及び</u> <u>A の助言があった地点</u> <u>○調査範囲及び</u> <u>A の助言があった地点</u>	・ 河川台帳 ・ 河川計画 ・ 既存調査資料